

愛知県バス対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 愛知県内における乗合バス等の生活交通の確保を図るため、愛知県バス対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 乗合バス等の生活交通の確保に係る枠組みづくりに関すること。
- (2) 乗合バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者）から、退出意向の申し出、事業者単独で事業の継続が困難である旨の申し出等があった具体的な路線に係る生活交通確保のための計画策定に関すること。
- (3) 乗合バス等に係る国の地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) その他乗合バス等の生活交通の確保に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員により構成する。

2 協議会は、必要に応じて、バス利用者等の関係者の出席を求めることができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には愛知県都市・交通局長を、副会長には中部運輸局愛知運輸支局長をもってあてる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他の事由により支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 乗合バス事業者の退出意向の申し出は、原則として路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休廃止の予定の6月前までの国への届出に先立って、会長に行うものとする。

なお、生活交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、当該事業者は会長への申し出以前に県交通対策課及び関係市町村に対して積極的な情報提供を行うこととする。

(幹事会)

第6条 協議会の下に、幹事会を設置する。

2 幹事会は、協議会における協議事項、その他必要な事項について協議、調整を行う。

3 幹事会は、別表2の幹事により構成する。

4 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長には愛知県都市・交通局交通対策課長を、

副幹事長には中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）をもってあてる。

- 5 幹事長は、幹事会を代表し、議長として幹事会の議事を運営する。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 7 幹事長に事故その他の事由により支障があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 8 第3条第2項の規定は、「協議会」を「幹事会」と読み替え適用する。
- 9 第2条第2号及び第3号に定める協議会の協議事項については、会長の同意を得て、幹事会の協議結果をもって協議会の承認とみなすことができるものとする。
- 10 幹事会は、関係する乗合バス事業者又は市町村ごとに開催することができる。

（分科会）

第7条 協議会は、地域の生活交通のあり方を協議するために、分科会を設置することができる。

- 2 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議（一又は複数の市町村長が主宰するものに限る。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会が設置された場合は、協議会の分科会とみなす。
- 3 前項において分科会とみなす場合の協議事項は、乗合旅客運送の路線の休止又は廃止に係る事項とする。
- 4 前項の協議事項については、分科会の協議結果をもって協議会の承認とみなすことができるものとする。
- 5 前項の場合において、分科会の主宰者は、その協議結果を速やかに会長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、愛知県都市・交通局交通対策課において処理し、中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当がこれに協力するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成13年1月24日から施行する。
- この要綱は、平成14年2月13日から施行する。
- この要綱は、平成18年8月30日から施行する。
- この要綱は、平成19年8月30日から施行する。
- この要綱は、平成20年2月22日から施行する。
- この要綱は、平成20年8月27日から施行する。
- この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

<別表1>

愛知県バス対策協議会委員名簿

委員

中部運輸局自動車交通部長
中部運輸局愛知運輸支局長
愛知県都市・交通局長
愛知県市長会長
愛知県町村会長
(公社)愛知県バス協会乗合バス運営委員長
愛知県タクシー協議会議長
関係市町村長又はその指名する者
関係バス事業者代表者又はその指名する者
会長が特に必要と認める者

<別表2>

愛知県バス対策協議会幹事名簿

幹事

中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
愛知県都市・交通局交通対策課長
愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長
(公社)愛知県バス協会専務理事
愛知県タクシー協議会が指名する専務理事
関係市町村担当課長
関係バス事業者担当部長
幹事長が特に必要と認める者